

【30】青少年を取り巻く有害環境対策の推進(拡充)

平成20年度概算要求額:93百万円
(86百万円)

事業開始年度:平成20年度
事業達成年度:平成23年度

主管課

スポーツ・青少年局青少年課 (課長:安間 敏雄)

関係課

事業の概要

青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対応するため、全国的な有害環境対策の推進体制を整備するとともに、有害情報に係る犯罪・被害、トラブルの事例に関する映像資料の作成や所要の調査研究を行う。

必要性

【事業の背景】

青少年と情報メディアとの関わりについては、近年特に、携帯電話の普及並びにそれに伴う違法・有害情報サイトを通じた犯罪等、情報メディアを悪用した犯罪等に巻き込まれる青少年が増えている。また、情報メディアへの長時間接触と生活習慣の乱れとの関係が懸念されるとともに、テレビ番組や家庭用テレビゲームにおける暴力表現が青少年の暴力への志向性を高め暴力を肯定する行動様式に陥る可能性などが指摘されている。

このような中、「経済財政改革の基本方針2007」では、子どもたちの心と体の調和の取れた人間形成を図るために、親の学びと子育てを応援する社会を構築する手段として、「保護者に対する啓発活動による有害情報対策」を推進するよう提言している。また、今年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」においても、情報メディアの急速な普及に伴う青少年を取り巻く課題に対して、大人の責任として対応すべきことと提言している。

このように、有害情報に係る対策としては、青少年自身の情報活用能力の育成はもちろんのことながら、急速な情報メディア分野における技術発展と、それへの対応能力の高度化も踏まえて、保護者、情報発信者、情報メディア事業者等も含めた大人社会全体の取組が不可欠である。

まずは、青少年に最も近い存在である保護者が、子どもを取り巻く情報メディアの現状やその利用実態、有害情報の実態を知るとともに、その問題を理解し、対応・解決する術を把握する必要がある。このため、平成19年度まで行っていた「青少年を取り巻く有害環境対策の推進(事業名)」に、インターネット上の違法・有害情報を効果的に知ってもらうためには、映像による情報供与が効果的であることから、新規に、「有害情報に関する意識向上のための映像資料の作成」および「携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関する調査研究」について盛り込むこととした。

【本事業に関係する審議会からの提言等】

- ・「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日:閣議決定)
- ・「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」(平成19年1月24日:教育再生会議報告書)
- ・「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」(平成19年1月30日:中央教育審議会答申) 等

効率性

【事業インプット】

有害環境から子どもを守るための推進体制の構築
有害情報に関する意識向上のための映像資料等の作成(新規)
携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関する調査研究(新規)
青少年とメディアに関する調査研究 等

【事業アウトプット】

以下 ~ の事業を総合的・体系的に実施することにより、青少年を取り巻く有害情報をめぐる深刻な問題に対応する。

社会全体への啓発活動を目指し、全国規模の協議会の設置と地域コンソーシアムの構築
有害情報アクセス疑似体験や、出会い系サイト・誹謗中傷等に係る犯罪被害に関する映像資料を作成・配布
携帯電話の利用に関して親子間の約束事についての実態を調査し、その成果を周知
青少年のメディアの問題に関する意識や利用実態に関する調査研究

【事業アウトカム】

メディア上の有害情報をめぐる問題に、保護者を核として地域・社会全体で取り組む体制を構築する。

有効性

【施策目標】

施策目標2 - 4 青少年の健全育成

【得ようとする効果及びその達成見込み】

子どもを取り巻く情報メディアに係る問題や注意事項等についての啓発、地域で有害環境から青少年を守る推進体制を引き続き構築し、青少年を取り巻く有害環境対策を推進する

公平性、優先性

本事業については、全国の都道府県知事部局・教育委員会が中心となった実行委員会等民間団体を委託先としている施策であり、公平性を担保できると判断。また、情報技術の発展が急激に進み、付随する問題も深刻化しているところであり、優先して早急に環境整備を行う必要があると判断(優先性)。

18年度実績評価結果との関係

18年度実績評価「達成目標2 - 4 - 1」の「今後の課題及び政策への反映方針」において、「平成20年度を目途に全ての都道府県において体制整備を行うため、引き続き、体制整備を行う事業を実施し、モデル事業の普及を図る」としている。

広報計画

特になし

備考

特になし

青少年を取り巻く有害環境対策の推進(拡)

(平成19年度予算額: 86百万円)
平成20年度要求額: 93百万円

現状

携帯電話の普及並びにそれに伴う違法・有害サイトを通じた犯罪等、メディアを悪用した犯罪・トラブル等に巻き込まれる青少年が増加。

出会い系サイトに係る被害者のうち、児童の割合83%(H18:1153人)

サイバー犯罪のうち青少年育成保護条例違反等の検挙件数が1.4倍増(H18:910件)

子どものメディア利用や有害情報の実態について、保護者の認識が十分とは言えない。

保護者のフィルタリングの認知率が約4割

子どもの携帯電話利用に関してルールを決めていない親が約3割

課題

保護者や情報メディア事業者等も含めた大人が、有害情報や子どものメディア利用の実態を知ることが重要

有害情報へのアクセス疑似体験を通じた効果的な認知、親子の具体的取組の周知

携帯電話等の情報メディアを悪用した犯罪・トラブルから子どもを守るため、地域の実情に即した実効性ある取組を講じる必要がある

有害情報に関する意識向上のための映像資料の作成【新規】

保護者、青少年向け

出会い系サイト 誹謗中傷 個人情報流出 架空請求などの有害情報を通じた犯罪等に巻き込まれた事例の動画映像の作成
ウェブ上で公開し、広く周知・活用

18

携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関する調査研究【新規】

携帯電話利用に際しての親子のルールづくりの実態を把握するため、保護者や子どもへアンケート調査

ルールの例や家庭でのルールづくり、ルール遵守に向けた取組例など、調査結果からその傾向を分析

有識者等における会議において、その分析結果や具体的事例を踏まえ、モデル的なルールづくりの方法等について取りまとめ

親子の取組の推進に向けて、取りまとめた内容を広く周知

有害環境から子どもを守るため推進体制の構築

●全国的な啓発活動の推進

ネット安全・安心全国協議会



全国フォーラムの開催
啓発リーフレットの作成
地域の取組事例の普及

●県レベルの地域における取組の推進

地域コンソーシアム

47都道府県

教育関係者、青少年団体関係者、PTA、メディア関係団体担当者、警察関係者、行政担当者、有識者等による実行委員会の開催
地域の取組方針の策定
フォーラム等啓発活動などの取組

